

盛土規制法が令和5年5月26日に施行

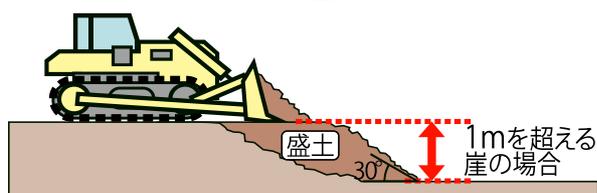
広島県*では 令和5年9月28日 から運用開始予定です

*広島市、呉市、福山市を除く

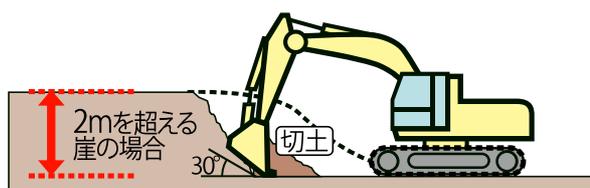
- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行されました。
- 盛土規制法では盛土や切土、土石の堆積に関する工事が規制区域指定後、規制されます。
- 広島県では、令和5年9月28日に規制区域を運用開始する予定です(広島市、呉市、福山市を除く)。
- 上記のほか、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することとなります。

許可対象工事

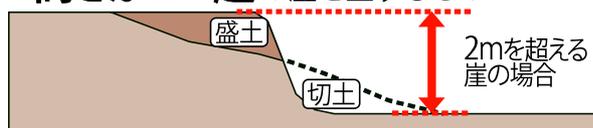
- ① 盛土で**高さ1m超**の崖を生ずるもの



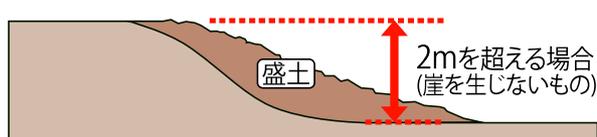
- ② 切土で**高さ2m超**の崖を生ずるもの



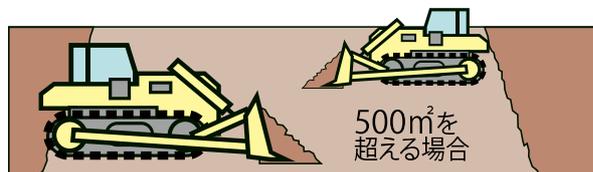
- ③ 盛土と切土を同時に行い
高さ2m超の崖を生ずるもの



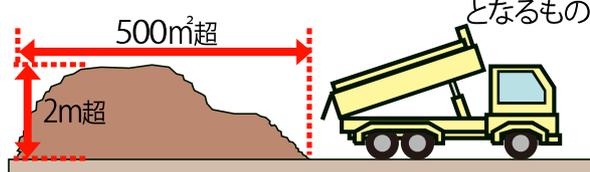
- ④ 盛土で**高さ2m超**となるもの



- ⑤ 盛土又は切土をする土地の
面積500㎡超となるもの



- ⑥ 最大時に堆積する
高さ2m超または**面積500㎡超**となるもの



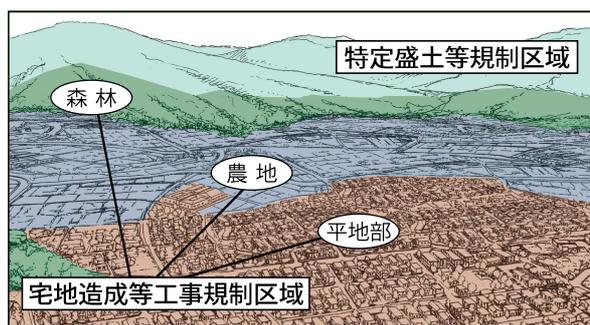
規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア。(森林や農地を含む)

特定盛土等規制区域

市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア。(斜面地等)



盛土規制法の概要について

令和3年に静岡県熱海市で発生した、大規模な土石流災害や、危険な盛土等に関する法律による規制が十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、国において、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、現行の宅地造成等規制法が抜本的に改正されるものです。

1. スキマのない規制

- 都道府県知事等が宅地・農地・森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定。
- 規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象に。

2. 盛土等の安全性の確保

- 盛土等を行うエリアの地形等に応じて、災害防止のための必要な許可基準を設定。
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかを確認するため、①～③を実施。
 - ①施工状況の定期報告 ②施工中の中間検査 ③工事完了時の完了検査

3. 責任の所在の明確化

- 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化。
- 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者(当該盛土等を行った造成主、工事施工者、過去の土地所有者等)に対しても、是正措置等を命令できるものとする。

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による懲罰の上限より高い水準に強化。
(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下)

盛土規制法施行に向けた動き

令和4年度	令和5年度
○ 令和4年5月27日 『宅地造成及び特定盛土等 規制法』の公布	○ 令和5年5月26日 『宅地造成及び特定盛土等 規制法』の施行 ○ 令和5年9月28日から 規制区域について運用開始予定 (広島市・呉市・福山市を除く)

- 規制区域案については広島県のホームページをご確認ください。
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html>
規制法に関することについては、国土交通省ホームページでご覧になれます。

QRコード(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000076.html



お問い合わせ

広島県 土木建築局 都市環境整備課 盛土対策グループ

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 TEL: **082-513-4143**